

保育所・認定こども園（保育園部）等の保育施設入所に関する利用調整は、下記の基準により行います。

利用の調整にあたっては、基準指数により世帯の保育の必要性に応じて点数を決定し、選考を行います。

また、調整指数表により該当する内容に応じて加点・減点を行い、基準指数・調整指数の合計点数の高い世帯から利用が可能となります。

同一点数で並んだ場合は、同一点数時の優先順位を基に決定します。

保育所等利用調整基準

（基準指数）

基準番号	区分	父母（保護者）の保育できない理由・状況等		基準指数
1	家庭外 労働	労働者 ・ 自営業 （中心者）	1 日 8 時間以上	10
			1 日 7 時間以上 8 時間未満	9
			1 日 6 時間以上 7 時間未満	8
			1 日 5 時間以上 6 時間未満	7
			1 日 5 時間未満	6
		自営業 （協力者）	1 日 8 時間以上	8
			1 日 7 時間以上 8 時間未満	7
			1 日 6 時間以上 7 時間未満	6
			1 日 5 時間以上 6 時間未満	5
			1 日 5 時間未満	4
	家庭内 労働	自営業 （中心者）	1 日 8 時間以上	9
			1 日 7 時間以上 8 時間未満	8
			1 日 6 時間以上 7 時間未満	7
			1 日 5 時間以上 6 時間未満	6
			1 日 5 時間未満	5
		自営業 （協力者）	1 日 8 時間以上	6
			1 日 7 時間以上 8 時間未満	5
			1 日 6 時間以上 7 時間未満	4
			1 日 5 時間以上 6 時間未満	3
			1 日 5 時間未満	2
		農業 （中心者）	1 日 8 時間以上	7
			1 日 7 時間以上 8 時間未満	6

				1 日 6 時間以上 7 時間未満	5	
				1 日 5 時間以上 6 時間未満	4	
				1 日 5 時間未満	3	
			農業 (協力者)	1 日 7 時間以上	4	
				1 日 5 時間以上 7 時間未満	3	
				1 日 4 時間以上 5 時間未満	2	
			内職	1 日 8 時間以上	5	
				1 日 5 時間以上 8 時間未満	4	
				1 日 5 時間未満	3	
		就労日数			月 18 日以上 20 日未満	－ 1
					月 16 日以上 18 日未満	－ 2
					月 12 日以上 16 日未満	－ 3
2	出産	出産前後 2 カ月			9	
3	疾病・ 障害	疾病	入院	10		
			常時安静	9		
			その他	8		
		障害	障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A 判定	10		
			障害者手帳 3・4 級又は療育手帳 B 判定	8		
			障害者手帳 5・6 級又は自立支援医療受給者及び同等の障害を有すると認められる者	6		
4	親族等の介護・看護	臥床者・重症心身障がい児（者）の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合			9	
		病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 120 時間以上保育が困難な場合			7	
		病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 48 時間以上保育が困難な場合			5	
5	災害復旧	災害（火災、風水害、地震等）の復旧に当たっている場合			1～10	
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること			1	
7	就学等	学校、専門学校、職業訓練校等に月 120 時間以上就学している場合			8	
		学校、専門学校、職業訓練校等に月 48 時間以上就学している場合			6	

8	虐待や DV のおそれ	虐待や DV のおそれがある場合等、社会的養護が必要な場合	1～10
9	育児休業中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用しており継続利用が必要と認められる場合	1～10
10	不存在等	死別、離別、未婚、行方不明等	10
11	特例による	保育が必要と認められる場合	1～10

（注 1）保育所入所の決定基準指数については、父母それぞれの基準指数と調整指数を合算したものと
する。

（注 2）就労日数については状況に応じて基準指数から減点する。ただし、減点後の基準指数の下限は
2 とする。

（注 3）広域入所（小野市居住者以外の入所）については、市内居住者における入所選考を優先し、受
入可能児童数に余裕がある場合に入所受入を行う（ただし、入所希望日の前々月の 15 日までに
該当市町村から公文書による依頼があった場合に限る）。

※各施設の各年齢の受入可能児童数が 3 名以下の場合は、原則広域利用の受入は行わない。ただ
し、里帰り出産が理由の場合に限り、各施設の各年齢の受入可能児童数が 1 名になるまで、広域
の受入を行うことができる。また、市内保育所等に勤務する保護者の児童については、各施設の
各年齢の受入可能児童数にかかわらず広域入所の受入を行う。

（注 4）労働時間については、30 分以上は切りあげるものとする（例 1 日 7 時間 30 分の勤務の場合
は 8 時間勤務）。

（調整指数）

区分	項目	調整指数
1	ひとり親世帯	+3
2	生活保護世帯	+3
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+3
4	虐待や DV の恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	+3
5	兄弟姉妹（多胎児を含む）が既に同一の保育所等に入所している場合	+5
6	市内保育所等に勤務する保育士及び保育教諭（看護師等を含む）の児童	+8
7	市内保育所等に勤務する栄養士・調理師・調理員の児童	+7
8	子どもが障害を有する場合	+2
9	育児休業明け	+2
10	市外保育所等に勤務する保育士の児童	+1
11	小規模保育事業等の卒園児	+1
12	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に同一の保育所等に入所する場合	+1
13	地元の保育所等への入所を希望する 5 歳児	+1
14	自営業・農業等の者で収入等を証する書類の提出がない場合	-2
15	同居の祖父母（65 歳未満で保育要件証明書がない場合）	-3
16	その他特別な事情により、減算・加算が必要と認められる場合	-3～+3

（注 1）区分 6 の看護師等とは、看護師・准看護師・保健師・助産師とする。

（注 2）区分 14 及び 15 による減点後の基準指数の下限は 2 とする。

(同一点数時の優先順位)

1	ひとり親世帯
2	特別の支援を要する家庭（児童虐待）
3	保育料の納付状況
4	兄弟姉妹の在園児の有無
5	待機児童、または待機児童となった期間が長い
6	当該保育所等の希望順位が高いもの
7	地元の保育所等への入所を希望する5歳児
8	調整指数区分14及び15に該当し、減点されたもの
9	当該保育所等と自宅の距離が近いもの
10	その他特別な事情により優先順位が高いと認められる場合